

平成21年 3月26日

各 位



会 社 名 株式会社ベンチャーリパブリック  
(コード番号：2177 大証ヘラクレス)  
所 在 地 東京都港区西麻布四丁目3番11号  
代 表 者 代表取締役社長 柴 田 啓  
問 合 せ 先 取締役副社長 柴 田 健 一  
(TEL. 03-6419-2901)

## 内部統制システム構築の基本方針に関する決議のお知らせ

当社は、平成21年3月26日開催の取締役会において、内部統制システム構築の基本方針に関し、下記のとおり決議いたしましたのでお知らせいたします。

### 記

1. 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - (1) 取締役・使用人が法令及び定款を遵守し、倫理観を持ち行動することが出来るようにコンプライアンス規程及び役職員行動規範を定め、その徹底を図るためにコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス体制の維持・向上を図る。
  - (2) コンプライアンス上の疑義ある行為については、社内及び社外の通報窓口を設置し、取締役・使用人が通報できるものとする。
  - (3) 内部監査を定期的実施し、法令、定款及び社内規程に準拠し業務が適正に行われているかについて監査するとともに、その結果を代表取締役へ報告する。
  - (4) 監査役は、取締役会及びその他重要な会議に出席し、取締役の職務の執行を監査する。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
  - (1) 取締役の職務の執行に係る情報については、文書または電磁的媒体に記録し、法令及び社内規程に従い適切に保存・管理する。
  - (2) 取締役及び監査役が必要に応じて速やかに閲覧できる状態を維持する。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - (1) 事業活動上の重大な事態が発生した場合には、危機管理規程に基づき迅速かつ的確な対応を行うとともに、損失・被害等を最小限にとどめる体制を整備する。
  - (2) 必要に応じ顧問弁護士等の外部専門家にアドバイスを受け、法的リスクの軽減に努める。
  - (3) 新たに生じたリスクについては、対応責任者を定め、速やかに対応する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - (1) 定例の取締役会を毎月1回開催し、取締役会規則により定められた事項及びその付議基準に該当する事項は、すべて取締役会に付議することを遵守して、重要事項の決定を行う。
  - (2) 取締役会では定期的に各取締役から職務執行状況の報告を受け、職務執行の妥当性及び効率性の監督等を行う。
  - (3) 日常の職務執行については、職務権限規程及び業務分掌規程等の規程に基づき権限の委譲を行い、権限と責任を明確化して迅速な職務の執行を確保するとともに、必要に応じて規程の見直しを行い、取締役の職務の執行が適正かつ効率的に行われる体制を整備する。
  
5. 企業集団における業務の適正を確保するための体制  
該当なし。
  
6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制並びに当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
  - (1) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、監査役と協議の上、必要に応じて使用人を配置する。
  - (2) 監査役を補助する使用人に対する指揮命令権限は、その監査業務を補助する範囲内においては、監査役または監査役会に帰属するものとし、取締役の指揮命令は受けないものとする。
  
7. 取締役・使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
  - (1) 監査役は、取締役会及びその他重要な会議に出席し、報告を求めることができる。また、監査役が必要と判断する会議の議事録について、閲覧できる。
  - (2) 取締役及び使用人は、重大な法令・定款違反及び会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を知ったときは、速やかにその事実を監査役に報告する。
  - (3) 監査役は、その職務執行上必要と判断した事項について、取締役及び使用人に報告を求めることができる。
  
8. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制  
監査役と取締役は、定期的に会合を持ち意見交換を実施するとともに、監査役は、内部監査部門と連携を図り随時内部監査報告を受け、また会計監査人と適宜協議する。
  
9. 財務報告の信頼性を確保するための体制  
財務報告の信頼性と適正性を確保するため、金融商品取引法等の法令に準拠し、財務報告に係る内部統制の有効性を評価・報告する体制を整備する。
  
10. 反社会的勢力排除に向けた基本方針  
反社会的勢力に対しては毅然とした態度で臨み、一切関係を持たないことを基本方針とする。また、必要に応じて外部の専門機関とも連携を取る。

以 上